

広野町文化及びスポーツ振興育成事業に関する規則の一部改正について

広野町では、文化およびスポーツ活動の振興育成を図る目的で、各種活動へ参加する際の費用について助成しております。より多くの町民の皆さまに長期に渡り利用していただくため「広野町文化及びスポーツ振興育成事業に関する規則」の改正が行われました。

それに伴い平成30年4月1日以降、下記のとおり助成基準および助成額が変更となりました。

- 助成対象者
個人：事業開催日に町内に住民票がある者、または町内の学校に通学している者
団体：加入者の過半数が上記対象者であること
- 申込期日
事業日の30日前まで（大会出場事業の場合は10日前まで）
- 申請回数
一年度につき3回以内

●助成限度額

事業区分	事業内容	助成対象経費	助成金の限度額
(1)成果発表事業	文化関係 展示会・発表会	講師、審査員、審判、指揮者、伴奏者、通訳者、手話通訳士などに対する謝礼金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、施設使用料および賃借料	個人：100,000円 団体：200,000円
	スポーツ関係 地元開催競技大会		団体：150,000円 ただし複数種目およびスポーツ少年団開催事業については、200,000円を限度額とする。
(2)参加事業	国際大会（国外）	参加費、交通費、宿泊費、楽器などの運搬費	個人：40,000円 団体：400,000円
	国際大会（国内）		個人：30,000円 団体：300,000円
	全国大会 （国民体育大会に準ずる）		個人：20,000円 団体：200,000円
	東北大会		個人：10,000円 団体：100,000円
(3)文化およびスポーツ振興事業	地域文化およびスポーツの振興に寄与するもの	事業に要する経費	教育委員会が決定する
(4)文化およびスポーツ人材養成事業	文化およびスポーツ活動を行う者に対し、研修会などの派遣を行うもの	参加費、交通費、宿泊費、楽器などの運搬費	個人：20,000円 団体：200,000円

申請方法については広野町ホームページをご覧ください。学校教育課へお問い合わせください。

問 学校教育課 ☎0240-27-4166

広野町金婚祝

申込受付を行います。

平成30年中に金婚を迎えられるご夫婦（昭和43年に結婚されたご夫婦）は、金婚祝にお申込みください。詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

- 対象者 町内に住所を有し、平成30年12月31日までに婚姻50年を迎えるご夫婦およびすでに資格を得ながらまだ記念品を受けていないご夫婦。

●申込期限 平成30年7月10日（火）

●申込方法 広野町役場健康福祉課（③窓口）に申請書類がありますので申込をお願いいたします。

※広野町に本籍があるご夫婦は申込書のみ提出をお願いいたします。

問 健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113

「特設人権相談所」の開設について

皆さんの毎日の生活の中で、次のような『人権問題』でのお悩みはありませんか？

- 離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった。
- 家主や地主から一方的に追い立てられている。
- 体罰や「いじめ」を受けた。
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- 高齢者、子どもが虐待を受けている。
- セクシュアル・ハラスメントを受けている。
- 変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

下記のとおり、特設人権相談所を開設いたしますのでお気軽にご相談ください。

相談は無料で、難しい手続きはありません。相談の内容についての秘密は厳守されます。詳しくは、広野町役場町民税務課戸籍係までご連絡ください。

特設人権相談所

開設日 平成30年6月1日（金）

場所 広野町役場3階 301会議室

時間 午前10時～午後3時

問 町民税務課 戸籍係 ☎0240-27-4160

耳のきこえに関する相談を受け付けます

福島県主催の聴覚障がい者相談会を開催いたします。

耳が聞こえにくくなってきた、補聴器を使ってみたい、耳鳴りがひどいなど耳に関する相談を受け付けます。

相談会は事前予約制となっておりますので、相談会に出席したい方、詳しい内容を知りたい方は、役場健康福祉課までお問い合わせください。

●会場 広野町保健センター

●相談会への参加について
相談会への参加は無料となりますが、事前予約が必要です。参加を希望される方は、健康福祉課（役場1階3番窓口）までご相談ください。

問 健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113

●開催日時 平成30年6月12日（火）
午後1時～午後3時